

## 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。

### 制度内容及び支給額

詳細な情報は右から



#### I 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

事業主が雇用管理制度又は雇用管理改善機器等の導入を行い、従業員の離職率の低下が図られた場合に事業主に対して助成。あわせて、雇用する労働者に係る賃金を一定の割合（支給要領において5%と規定）以上に増額した場合に支給額を加算する。

主な支給内容 < >は賃金を一定の割合以上に増額した場合			
		助成額	上限額
A 雇用管理制度	a 賃金規定制度	40万円 <50万円>	80万円 <100万円>
	b 諸手当等制度		
	c 人事評価制度		
	d 職場活性化制度	20万円 <25万円>	
	e 健康づくり制度		
B 雇用環境整備		対象経費の1/2 <62.5/100>	150万円 <187.5万円>

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率の低下目標を達成した場合に支給

#### II 中小企業団体助成コース

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業(中小企業労働環境向上事業)を行った場合に助成。



主な支給内容			
経費助成	支給対象経費の2/3 (認定組合の規模に応じた限度額あり)		
認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
限度額	1,000万円	800万円	600万円

#### III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

①雇用する全ての技能者について、建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者登録を行い、能力評価によりレベルが上がった技能者の賃金を5%以上増加させた中小建設事業主に対して助成。

②中小構成員等(※)に対し、技能者登録料、事業者登録料、レベル判定手数料または見える化評価手数料の全部または一部を補助する事業を実施した建設事業主団体に対して助成。

(※)建設事業主団体の構成員である中小建設事業主等のほか、当該構成員と元下関係にある中小建設事業主等



主な支給内容		助成額	上限額
①雇用管理改善促進事業		算定対象技能者数×16万円	一事業年度につき160万円
②普及促進事業	中小企業 事業主団体	支給対象経費の2/3	一事業年度につき 全国団体：3,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円
	中小企業事業主 団体以外の場合	支給対象経費の1/2	

#### IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

- ①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対する助成
- ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った職業訓練法人に対する助成



①主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合		
建設事業主	中小建設事業主	支給対象経費の3/5<3/20>（1事業年度当たり上限200万円）
活動経費助成（※）	中小建設事業主以外	支給対象経費の9/20<3/20>
※雇用管理研修等を受講させた場合、一人あたり日額8,550円加算（最長6日間）		
建設事業主団体	中小建設事業主団体	支給対象経費の2/3
活動経費助成	中小建設事業主団体以外	支給対象経費の1/2
②主な支給内容		
活動経費助成	職業訓練法人	支給対象経費の2/3

#### V 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）

- ①自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
- ②認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対する助成
- ③被災地域（石川県）に所在する工場現場のための作業員宿舍、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成



主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合		
①女性専用作業員施設設置経費助成	中小元方建設事業主	支給対象経費の3/5<3/20> （上限90万円）
②練施設等設置経費助成	広域的職業訓練法人	支給対象経費の1/2
③作業員宿舍：建設労働者の数×25万円 賃貸住宅、作業員施設：支給対象経費の2/3		

#### VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した労働環境の整備（就業規則や社内マニュアル等の多言語化、一時帰国のための休暇制度、苦情・相談体制の整備等）を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対する助成



主な支給内容：1つの措置導入ごとに20万円（上限80万円）必須メニューに加え、選択メニュー①～③のいずれかを実施する必要
【必須メニュー】雇用労務責任者の選任。就業規則等の多言語化。
【選択メニュー】①苦情・相談体制の整備 ②一時帰国のための休暇制度の整備 ③社内マニュアル・標識類等の多言語化

※ご利用を検討の際は詳細な要件をご確認ください。